

東松福祉第767号

平成28年6月28日

関係各位

東松島市長 阿部 秀保



東松島市奨学金返還支援事業助成金について（依頼）

向暑の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、地域包括ケアシステムの推進に必要な医療・介護・福祉職の人材確保と市内への定住促進を図るため、「東松島市奨学金返還支援事業助成金」を今年度より創設し、下記の条件を満たす方を対象に奨学金の返還額の一部を助成することといたしました。

つきましては、事業内容について御承知いただきますとともに、関係各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 助成対象者（(1)～(8)の全ての条件を満たす方）

- (1) 東松島市に住所を有し、申請年度の3月31日まで継続して市内に居住する方
- (2) 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- (3) 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方
- (4) 平成28年4月1日以降に、東松島市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内の事業所で保有資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の3月31日まで継続して当該事業所等に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- (5) 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- (6) 奨学金の返還に滞納がない方
- (7) 市税に滞納がない方
- (8) 暴力団員等でない方

2. 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- (2) 東松島市奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

3. 助成金額

申請年度内に返還した奨学金返還額（上限20万円）

※申請年度において、市内居住期間又は市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。

4. 助成期間

3年間（申請年度内に転出や離職した場合は、対象外となります。）

5. 申請受付時期

第1回：平成28年7月1日（金）～平成28年7月29日（金）

第2回：平成28年10月3日（月）～平成28年10月31日（月）

※平成29年度以降は、毎年4月（新規と更新）と10月（新規のみ）に申請を受付けます。

5. その他

本事業の詳細な内容及び申請手続き等については、東松島市ホームページを御参照ください。

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

6. 同封書類

- (1) 「東松島市奨学金返還支援事業助成金」チラシ
- (2) 「申請書（見本）」

【問い合わせ先】

東松島市

保健福祉部 福祉課 高齢介護班

担当 中島、宮川

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL：0225-82-1111 （内）1186～1187

FAX：0225-82-1392

E-mail：kaigo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

東松島市奨学金返還支援事業助成金

東松島市では、地域包括ケアの推進に必要となる人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、東松島市内に居住し、かつ、東松島市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部を助成します。

◆助成内容

最大60万円（20万円×3年間）

- ◆助成金額 申請年度内の返還した奨学金の額（上限額20万円）
※居住開始日や就職日の都合により、申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。
※申請年度内に市外へ転出や離職した場合、助成金は一切支払われません。
- ◆助成期間 3年間
(助成対象と認められた最初の返還月から起算して3年を限度とする)

◆対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 東松島市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する方
- ② 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ③ 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する方
- ④ 平成28年4月1日以降に、東松島市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において、上記③に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- ⑤ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ⑥ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑦ 市税に滞納がない方
- ⑧ 暴力団員等でない方

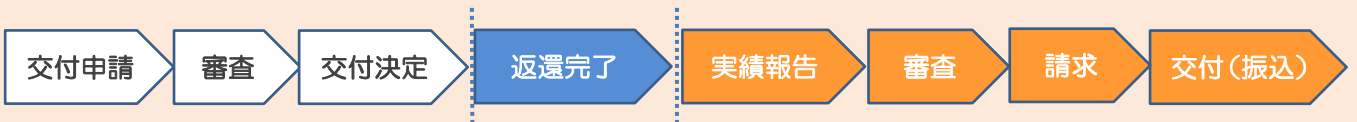
◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 東松島市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

◆「対象ケース」と「対象とならないケース」(参考例)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象ケース① 対象となる		
	◆住民登録 (H27.10.1)	
	◆就職 (H28.4.1)	
	◆奨学金返還開始 (H28.10)	
	← 助成対象 →	
	◆交付申請(10月)	◆交付申請(4月)
	実績報告・請求●	実績報告・請求●
対象ケース② 対象とならない		
	◆住民登録 (H28.4.1)	
	◆就職 (H27.4.1) ⇒ 対象外 ※H28.3.31以前から就職している	
	◆奨学金返還開始 (H27.10)	

◆助成金の申請から交付までの流れ



◆申請受付時期

第1回：平成28年7月1日(金)～平成28年7月29日(金)

第2回：平成28年10月3日(月)～平成28年10月31日(月)

※ 第1回で交付決定を受けた方は、第2回で申請する必要はありません。

※ 平成28年11月1日以降に、助成対象者の要件を満たした方は、翌年4月に申請を受付します。

※ 平成29年度以降は、毎年4月(新規・更新)と10月(新規のみ)に申請を受付します。

◆申請方法

申請書類を郵送及び持参により、下記申請先に提出してください。

※ 交付申請書は、東松島市のホームページからダウンロードできます。

※ URL : <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

◆申請先・お問い合わせ先

東松島市 健康福祉部 福祉課 高齢介護班

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

電話：(代) 0225-82-1111 (内線) 1186～1188 FAX：0225-82-1392

E-mail : kaigo@city.higashimatsushima.miyagi.jp